

京都市告示第204号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年6月19日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
岩倉46号線	左京区岩倉中在地町21番地の8地先から 同町12番地の1地先まで	旧	メートル 23.30	メートル 3.90
		新	23.30	4.14 ~ 4.24
岩倉105号線	左京区岩倉中在地町12番地の1地先から 同町21番地の7地先まで	旧	3.00	6.00
		新	3.00	6.20 ~ 11.00
三条通	中京区衣棚町51番地の1地先内	旧	3.00	8.30
		新	3.00	8.29 ~ 11.20
室町通	中京区役行者町378番地の1地先から 同区衣棚町51番地の2地先まで	旧	3.10	6.95
		新	3.10	6.85 ~ 9.90
西浜通	伏見区西浜町734番地の2地先内	旧	21.50	3.65
		新	21.50	4.01 ~ 4.09

(建設局土木管理部道路明示課)